

平成29年度第8回北海道行政不服審査会 議事概要

1 日時

平成29年8月22日（火）9:30～11:30

2 場所

道庁地下1階共用会議室

3 出席者

(1) 委員

会長 岸本 太樹

委員 中原 猛

委員 八代 眞由美

(五十音順)

(2) 審査庁

保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課職員（諮問第20、21及び22号関係）

(3) 事務局

総務部法務・法人局法制文書課職員

4 議事及び審議概要

(1) 議案事項

議案第1号 北海道行政不服審査会運営要綱改正案

- ・議案を審議し、改正案のとおり平成29年8月23日から施行することとした。

(2) 諮問事案に係る審査庁の説明及び審議

ア 諮問第20号 特別児童扶養手当資格喪失処分について

- ・事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
- ・事案を審議し、答申を出すこととした。

イ 諮問第21号 特別児童扶養手当資格喪失処分について

- ・事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
- ・事案を審議し、答申を出すこととした。

ウ 諮問第22号 特別児童扶養手当資格喪失処分について

- ・事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
- ・事案を審議し、答申を出すこととした。

(3) その他

- ・指定障害児通所支援事業者の指定処分についての審査請求（事件番号：2016-115）について、事務局から審理員意見書（案）の内容について説明を受け、併せて、行政不服審査法第43条第1項第6号の規定に基づき、同項の規定による諮問をしない旨の報告があった。
- ・次回は、平成29年9月26日（火）9時30分から開催することとした。

5 その他

会議は、北海道行政不服審査会運営要綱第26条本文の規定により非公開で行われた。